



公的年金に課税される市・県民税を10月からの年金から引き落としされているかたは、

対象になるかたは：

- 一つの公的年金で年額18万円以上受給している
- 65歳以上のかた(基準日は毎年4月1日)
- 介護保険料が年金から引き落としされているかた

右の 両方に該当し、6月10日にお送りした納税通知書1枚目の「公的年金からの特別徴収」欄(下図参照)に税額が記載されているかたは、10月に支給される公的年金から、平成21年度市・県民税(公的年金に課税される分の2分の1の額)の引き落としが始まります。この欄に記載がないかたは引き落としの対象になりません。引き落としされる年金と年金支払者は納税通知書4枚目に記載していますのでご確認ください。

公的年金から引き落としされる市・県民税は、普通徴収(納付書または口座振替での納付)での納付方法を選択することはできませんのでご了承ください。ただし、年の途中で秋田市外へ転出したり、公的年金に課税される市・県民税額に変更があったりしたときなどは、公的年金からの引き落としが中止になり、普通徴収になります。市・県民税の年金からの引き落としの導入は、納付方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ 市民税課 ☎(866)2055

6月にお送りした納税通知書1枚目

平成21年度 市民税・県民税 納税・納税変更通知書
 納税通知書決定・変更通知書

みほん

次のとおり しましたので通知します。
 平成 年 月 日

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	結
納 税 期	平成21年6月30日まで	平成21年9月30日まで	平成21年11月2日まで	平成22年2月1日まで	
納 税 期 限	○	○	○	○	○
公的年金からの特別徴収					
徴 収 月				平成21年10月	平成21年12月
徴収回数				○	○



- 「公的年金からの特別徴収」欄
平成21年10月・12月、平成22年2月に支給される年金から引き落としされる税額を書いています。この欄に数字が書かれていない場合は、年金からの引き落としはありません。

納税通知書4枚目

みほん

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	結
納 税 期	平成21年6月30日まで	平成21年9月30日まで	平成21年11月2日まで	平成22年2月1日まで	
納 税 期 限	○	○	○	○	○
公的年金からの特別徴収					
徴 収 月				平成21年10月	平成21年12月
徴収回数				○	○
特別徴収対象年金				平成22年4月	平成22年6月
支 払 者					



- 「特別徴収対象年金」欄
引き落としされる年金の名称を書いています。
- 「支払者」欄
引き落としされる年金の支払者を書いています。
- 「仮徴収税額」欄
平成22年4月・6月・8月に支給される年金から引き落としされる税額を書いています。10月以降に引き落としされる税額は、来年6月にお送りする納税通知書でお知らせします。

出産育児一時金が 42万円にアップ!



秋田市国民健康保険に加入しているかたが、出産したときに支給する出産育児一時金が、10月1日の出産から、1児あたり38万円から42万円(注1)になりました。

注1:産科医療補償制度(分娩時に赤ちゃんが重度の脳性まひになった場合に補償する制度)に加入している分娩機関で出産した場合の金額です。それ以外の場合は1児あたり39万円になります。

直接支払制度をご利用ください

直接支払制度は、高額な出産費用を準備しなくてもいいように、出産育児一時金を市(国民健康保険)から分娩機関へ直接支払う制度です。利用するかたは分娩機関で手続きしてください。

出産費用が42万円(または39万円。注1を参照。以下同じ)を超えた場合は、超えた分を分娩機関に支払うこととなります。また、出産費用が42万円未満の場合は、その差額を申請により支給します。左記の窓口で手続きしてください。

*直接支払制度を利用しないかた:出産費用の全額を、分娩機関へいったん支払うこととなります。出産後に左記の窓口で出産育児一時金の申請をしてください。

申請窓口

国保年金課、市民課、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

用意するもの

国民健康保険被保険者証
出産費用の領収証など
世帯主名義の預金通帳など(口座確認のため)

問い合わせ

国保年金課給付担当 ☎(866)2098



就学時健康診断を実施します

来年少学校に入学するお子さんを対象に、下表の日程で就学時健康診断を行います。対象になるお子さんに10月20日(火)ころに「就学時健康診断票」を郵送しますので、お住まいの学区の小学校または指定する会場で受診してください。

事情により指定会場以外で受診を希望する場合は、診断票が届いた後に学事課へご連絡ください。 ☎(866)2243

対象

平成15年4月2日〜16年4月1日に生まれたお子さん

受付時間

午後1時20分〜2時

用意するもの

就学時健康診断票
母子健康手帳

介護保険に加入しているかた

住宅改修・福祉用具購入費の 受領委任払制度を10月から開始

介護保険に加入しているかたに対する住宅改修費(介護予防分を含む)と、腰掛け便座や入浴台などの特定福祉用具購入費の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払った後に市に申請して保険給付(9割)を受けるという「償還払い」を原則としています。

10月から始まった「受領委任払制度」は、利用者の支払いが初めから1割で済むようにして一時的な負担を軽減するものです(残りの9割は市が業者へ直接支払います)。なお、これまでの「償還払い」を利用することもできます。

受領委任払制度を利用するときは

住宅改修費も特定福祉用具購入費もこれまでと申請方法は変わりません。ただし、受領委任払制度を利用できる業者は、市に登録した「受領委任払制度取扱業者」に限られていますので、受領委任払制度を利用して改修・購入する際はご注意ください。受領委任払制度取扱業者は、市役所福祉棟2階の介護・高齢福祉課にあるリストか、市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/kg/>

問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069

実施日	会場
10月	28日(水) 中通小・川尻小・土崎小・広面小
	29日(木) 明德小・外旭川小・八橋小
11月	4日(水) 河辺総合福祉交流センター・土崎南小 ※岩見三内小・赤平小・河辺小・戸島小学区のお子さんは「河辺総合福祉交流センター」で受診してください。
	5日(木) 日新小・下新城小・下北手小・上北手小 ※金足東小・上新城小学区のお子さんは「下新城小」で受診してください。
	6日(金) 桜小
	9日(月) 雄和公民館 ※川添小・種平小・戸米川小・大正寺小学区のお子さんは「雄和公民館」で受診してください。
	10日(火) 牛島小・飯島小・豊岩小・大住小
	12日(木) 保戸野小・太平小・四ツ小屋小・御所野小 ※山谷小学区のお子さんは「太平小」で受診してください。
	13日(金) 旭北小・港北小・下浜小・東小・寺内小
	16日(月) 築山小・旭川小・仁井田小・泉小・浜田小
	17日(火) 旭南小・高清水小・勝平小・飯島南小・金足西小